

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（案）《概要》

料金の上限は、地方独立行政法人法第 23 条に基づき、法人が、授業料、入学料等業務に関する料金を徴収するときには、あらかじめその上限を定めて、設立団体の認可を受けなければならない。また、認可の際には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

認可にあたっては、地方独立行政法人法第 123 条第 1 項の規定により、設立団体の長が協議し、認可するものである。

1 法人がその業務に関して徴収する料金の範囲

大阪府立大学、大阪市立大学（医学部附属病院を含む。）及び大阪府立大学工業高等専門学校に関するものが対象であり、「授業料」、「入学料」、「入学検定料」、「証明書発行手数料」、「医学部附属病院の使用料等」等について、料金の上限を定める。

2 料金の上限

現行の大阪府立大学、大阪市立大学（医学部附属病院を含む。）及び大阪府立大学工業高等専門学校にかかる料金の上限に平成 31 年 10 月からの消費増税を反映した料金を上限（※）とする。

※ 「授業料」、「入学料」、「入学検定料」は非課税のため料金は現行どおり

【 参考 】

○地方独立行政法人法

（料金）

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。